

平成20年度

事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所

沖縄県北部食肉衛生検査所

はじめに

平成8年の腸管出血性大腸菌0-157による集団食中毒事件の発生以来、国内における牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ及び偽装表示の問題等により、食品の安全に対する消費者の関心が高くなっております。

このような中、当県では食の安全・安心行動計画を中心に生産、製造、加工、流通販売、消費まで総合的な食の安全の推進を図っているところです。

当検査所では、と畜場、食鳥処理場の衛生確保及び微生物汚染防止を図るとともに獣畜の疾病の排除、伝達性海綿状脳症（TSE）スクリーニング検査、食肉中の残留有害物質検査等の業務をとおり、食肉、食鳥肉の安全確保のために日々努力をしております。

今後も食肉の安全・安心を確保するため、日頃から関係機関と緊密な連携をとり、最新情報の収集を行うとともに検査員の知識、技術の向上を図り、常に危機管理意識をもち食肉衛生行政の推進に努力する所存です。

ここに、平成20年度の事業概要をとりまとめましたのでご高覧いただければ幸いに存じます。

平成21年8月

沖縄県中央食肉衛生検査所長

渡 口 政 司

沖縄県北部食肉衛生検査所長

長 田 悦 朗

凡 例

1 平成 20 年度

期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

2 資料の説明には次の略字を用いた。

検査所関係

中央食検：沖縄県中央食肉衛生検査所

北部食検：沖縄県北部食肉衛生検査所

と畜場関係

セ ン ター ：株式会社沖縄県食肉センター

名護センター ：名護市食肉センター

食鳥関係

沖縄食鶏 ：沖縄食鶏加工株式会社

中央食品 ：有限会社中央食品加工

食鳥流通センター：株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター

3 用語

「とく」とは生後 1 年未満の牛、「こま」とは生後 1 年未満の馬。

ヤギの筋肉からのトキソプラズマの分離 (P54)

マウス腹水中のタキゾイト (無染色)



(×400)

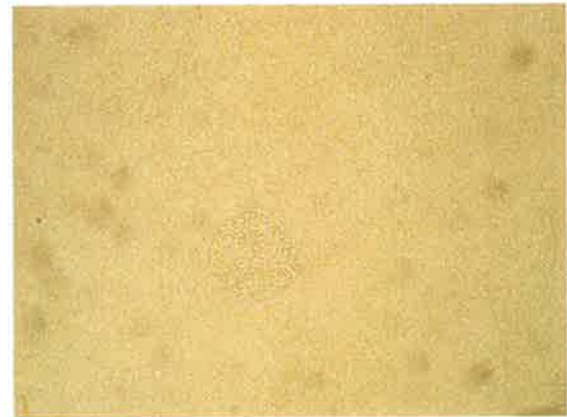


(×1.000)

マウス脳内シスト (無染色)

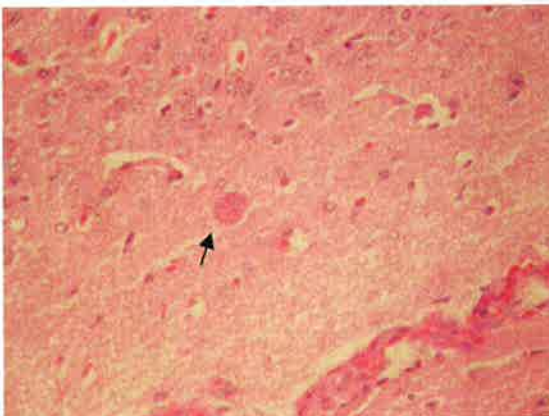


(×200)

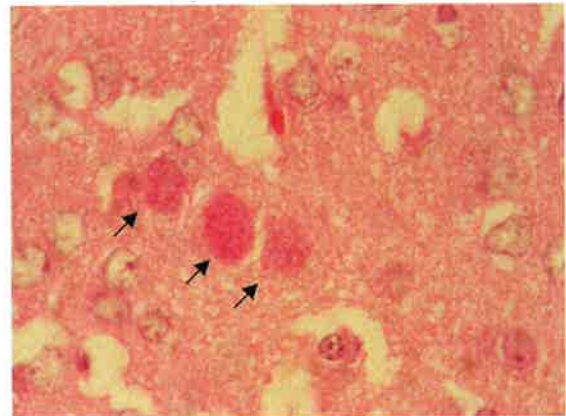


(×400)

マウス脳内シスト (HE 染色)



(×200)



(×400)

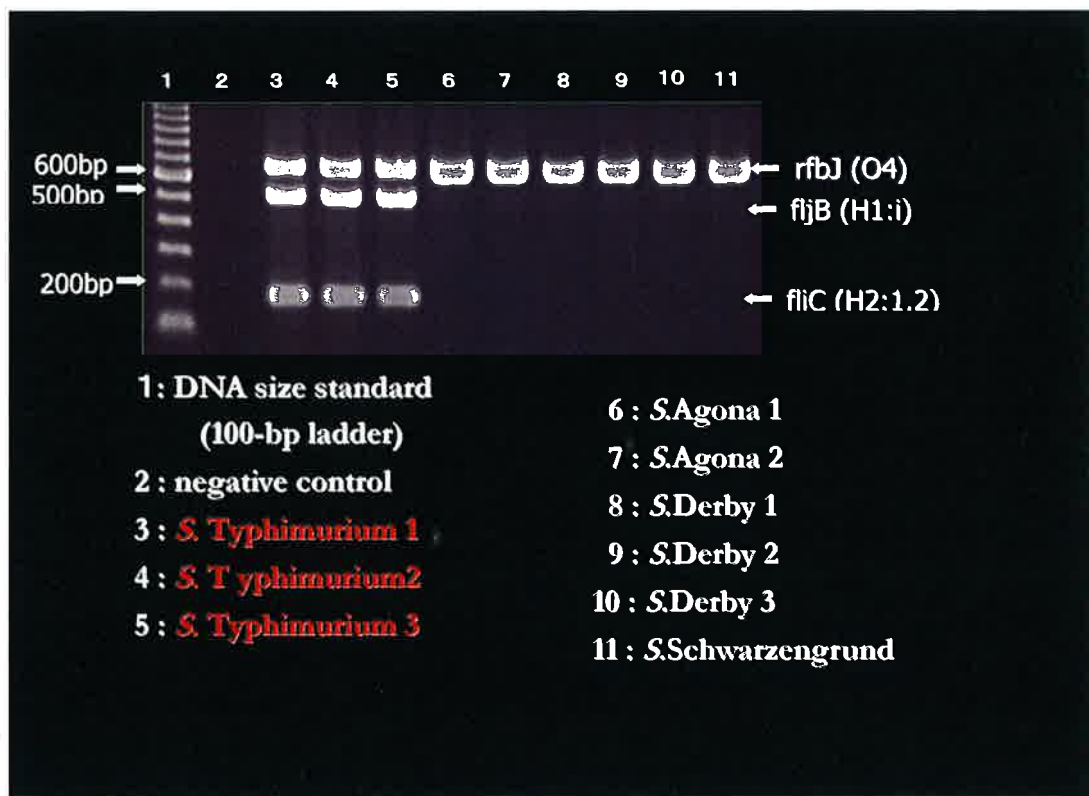
Multiplex PCR を用いた *Salmonella* Typhimurium の迅速判定法 (P51)

目的：豚のサルモネラ症原因菌のひとつである *S.*Typhimurium(*S.*Typhimurium)を Multiplex PCR (MPCR) を用いて迅速に判定することにより効率的な検査・疾病診断の一助とする

材料：

<i>S.</i> Typhimurium	沖縄県家畜衛生試験場 (家衛試)	2 株
	当所	1 株
<i>Salmonella</i> Agona (<i>S.</i> Agona)	家衛試	2 株
<i>Salmonella</i> Derby (<i>S.</i> Derby)	当所	3 株
<i>Salmonella</i> Schwarzengrund (<i>S.</i> Schwarzengrund)	群馬県食肉衛生検査所	1 株

アガロースゲル電気泳動結果：



4 血清型は全て O4 群であるため 663bp の O4 抗原領域にバンドが現れるが、183bp の H1:i 抗原領域、そして 526bp の H2:1, 2 抗原の各領域には *S. Typhimurium* のみバンドが出現した。

学校での食肉衛生講習会の試み(P57)

1. 小学校での講習会の様子



家畜がお肉になるまでの説明



細菌の観察



レバーの観察



感想及び質問タイム

2. 調理師学校での講習会の様子



食肉衛生検査所の役割についての説明



レバーの観察

目 次

第1章 検査所の概要

1	沿革	1
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	2
3	組織及び機構	3
4	職員構成	3
5	沖縄県行政組織規則（抜粋）	4
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則	5
7	事務分掌	6
8	歳入・歳出決算書	8
9	検査所庁舎の平面図	9
	（1）中央食肉衛生検査所	9
	（2）北部食肉衛生検査所	10
10	主な検査機械器具（備品）	11

第2章 検査事業の概要

I	と畜検査業務の概要	12
1	と畜検査頭数および獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	13
2	月別と畜検査頭数	15
3	月別とさつ禁止頭数	15
4	月別全部廃棄頭数	16
5	畜種別の一部廃棄数	18
6	病畜の主要疾病内訳	20
7	10年間のと畜検査頭数	22
8	10年間のとさつ禁止頭数	23
9	10年間の全部廃棄頭数	24
10	と畜場別の開場日数および検査延べ人員	25
11	と畜場の衛生講習会	25
12	と畜場の衛生監視、指導	25
13	と畜検査データの還元	26
II	食鳥検査業務の概要	27
1	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	28
2	月別検査羽数及び廃棄状況	30
3	食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）	31
4	食鳥処理場の現状	31
5	食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員	31

6	10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）	32
7	認定小規模食鳥処理場	32
	（1）処理場数（とさつ一貫処理）	32
	（2）確認（処理）状況	32
	（3）処理場別の処理羽数	33
	（4）立入検査件数	34
8	食鳥処理場の衛生指導・衛生講習会等	34
III	精密検査業務の概要	35
1	保留に係る精密検査業務実績	35
2	伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務実績	37
3	微生物室業務実績	39
4	病理室業務実績	41
5	理化学室業務実績	43

第3章 研修及び調査研究

1	研修及び講習会	46
2	調査研究発表演題一覧	48

第4章 その他

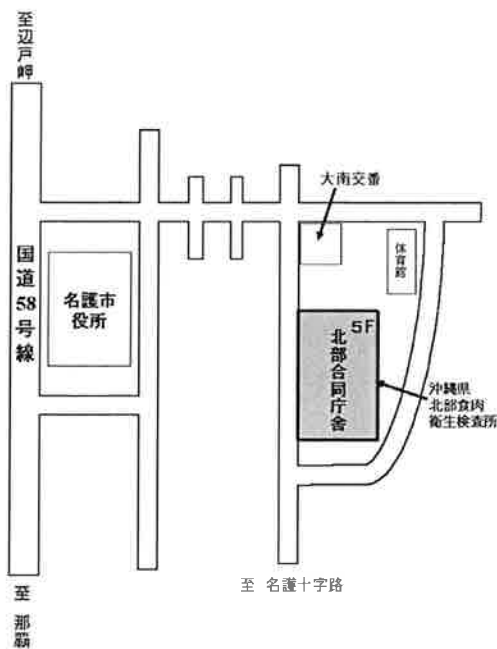
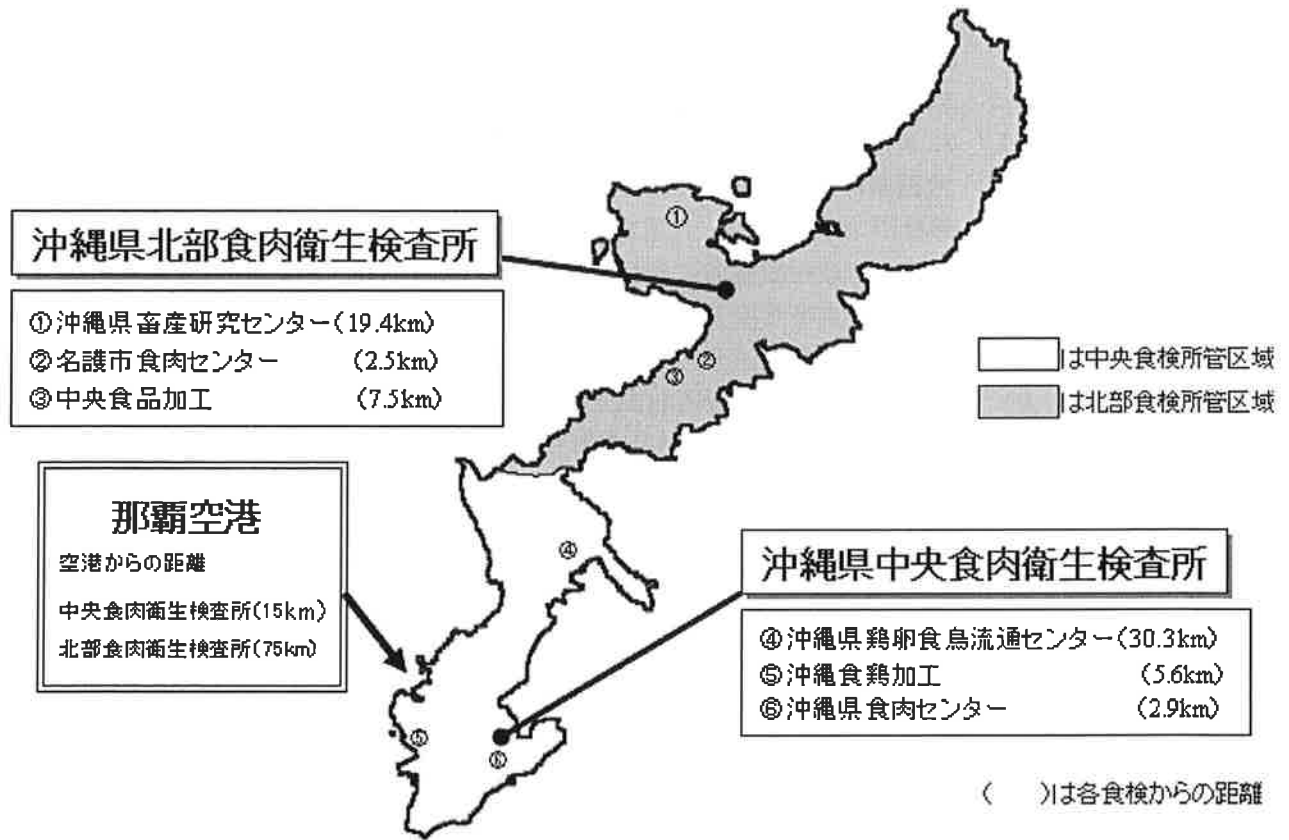
1	と畜場の概要	58
2	食鳥処理場の概要	58
	（1）食鳥処理場	58
	（2）認定小規模食鳥処理場	59
3	と畜場の使用料・解体料一覧	60
4	と畜・食鳥検査手数料等	60
5	と畜検査業務の概要（参考）	61
	（1）10年間のと畜検査頭数（沖縄県）	61
	（2）と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）	61
	（3）と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）	62

第1章 検査所の概要

沿 革

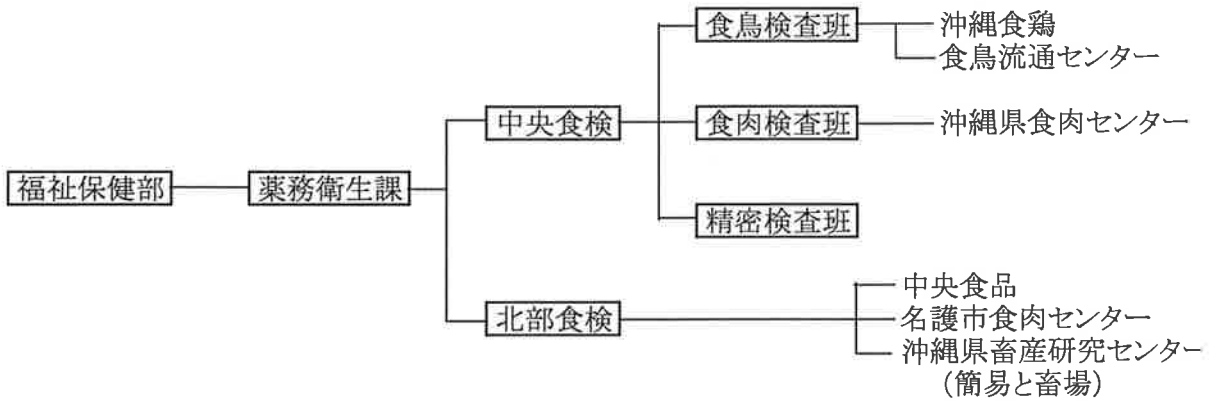
- 昭和44年7月：と畜場法に基づく食肉衛生行政は、琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管。
- 昭和47年7月：33カ所のと畜場設置者に対し、と畜場の構造・設備の改善を勧告。
- 昭和48年5月：33カ所のと畜場を12カ所に整理統合。
- 昭和49年4月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所が那覇市曙に設置され、各保健所（名護、宮古、八重山を除く）で所管していたと畜検査業務を集中統合。
- 昭和49年6月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置。
- 昭和54年3月：沖縄県食肉衛生検査所が島尻郡大里村大里2015番地に新築移転。
- 昭和55年4月：(株)沖縄県南部食肉センターが、(株)沖縄県食肉センターに統合。
- 昭和57年3月：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が名護市字世富慶923番地に新築移転。
- 昭和60年4月：(株)那覇ミートが、(株)沖縄県食肉センターに統合。2課制が検査第1～4課の4課制となる。
- 昭和63年9月30日：北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足。
- 平成2年12月4日：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、国道329号線道路改修のため名護市名護1453番地に改築移転。
- 平成4年4月1日：食鳥検査が実施され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)・沖縄畜産(株)の4食鳥処理場が検査対象施設となる。
- 平成5年7月1日：(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる。
- 平成5年10月27日：沖縄県食肉衛生検査所北部支所が沖縄県北部合同庁舎へ移転。
- 平成6年4月1日：沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所に、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置。北部食検が検査第1、2課の2課制となる。
- 平成7年9月29日：沖縄県協同食肉(株)が廃止し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足。
- 平成9年4月14日：沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同年4月15日中部食肉センター(株)に統合。
- 平成9年5月17日：沖縄畜産(株)が廃業。
- 平成10年4月1日：(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが食鳥検査対象の食鳥処理場となる。
- 平成12年3月31日：(株)沖縄県食肉センター名護分工場の大動物処理施設廃止。
- 平成13年2月27日：(株)真玉橋食肉センターが廃業。中央食検が4課制から3課制となる。
- 平成13年2月28日：(株)沖縄県食肉センター名護分工場の小動物処理施設廃止。
- 平成14年4月30日：(株)沖縄県食肉センターの山羊処理施設廃止。
- 平成15年2月12日：(株)沖縄県食肉センターで新しい牛のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成15年4月1日：名護市食肉センターが操業開始。中央食検の検査第3課が精密検査課となる。
- 平成15年4月30日：中部食肉センター(株)がと畜場を廃止。
- 平成18年4月1日：沖縄県行政組織規則により課制が班制となり、中央食検3班制、北部食検班制なしとなる。
- 平成21年4月1日：現在に至る。

2 食肉衛生検査所・とちく場・食鳥処理場の所在地



3 組織及び機構

平成21年4月1日現在
(平成18年度より班制となった。)



4 職員構成

平成21年4月1日現在

職 種	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	計	所長	食鳥 検査班	食肉 検査班	精密 検査班	
所長(技術)	1	1				1
班長(技術)	3		1	1	1	
主幹(技術)	1		1			1
主査(事務)						1
主任(事務)	2		2			
主任技師(技術)	7		1	4	2	3
主任(技術)	9		1	5	3	4
技師(技術)	7		1	5	1	4
欠員	(2)			(2)		(1)
合 計	30(2)	1	7	15(2)	7	14(1)
嘱託職員	13		4	9		8

5 沖縄県行政組織規則（抜粋）

平成21年4月1日現在

第3章 出先機関

第1節 福祉保健部関係出先機関

第14款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第169条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	県一円（名護市、国頭郡、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡及び島尻郡のうち久米島町、伊平屋村及び伊是名村を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

全部改正〔平成10年規則36号〕、一部改正〔平成14年規則20号・17年81号・100号・18年33号〕

（内部組織）

第170条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

全部改正〔平成10年規則36号〕、一部改正〔平成15年規則26号・18年33号〕

（所掌事務）

第171条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

全部改正〔平成10年規則36号〕

6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則

平成21年4月1日現在

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2（第3条、第5条関係）

食肉衛生検査所長

- 1 と畜場法第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 5 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 5の2 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 6 と畜場法施行令第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 7 食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 8 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 9 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 10 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 11 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 12 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 14 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 14の2 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 15 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 16 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を採ること。
- 17 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 18 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥と体等の一部を収去すること。
- 19 食品衛生法第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 20 食品衛生法第54条の規定に基づき食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

7 事務分掌

平成21年4月1日現在

中央食肉衛生検査所

食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産（物品）に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 伝達性海綿状脳症の試験研究に関すること。
- 8 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 9 食鳥処理場の排水に関すること。
- 10 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 11 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 12 その他、他班に属さない事務に関すること。

食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその付属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 と畜場の排水に関すること。
- 4 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 5 食肉衛生に関すること。
- 6 衛生指導教育に関すること。
- 7 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査に関すること。
- 8 と畜場の変更届に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班に関係する業務に関すること。

精密検査班

- 1 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 3 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 4 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 5 試験検査の精度管理に関すること。
- 6 衛生指導教育に関すること
- 7 食肉衛生に関すること。
- 8 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班に関係する業務に関すること。

北部食肉衛生検査所

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理(所管轄区域に限る)及び財産(物品)に関すること。
- 3 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 4 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計・情報処理、業務文書処理に関すること。
- 5 と畜検査、食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 6 と畜場及び食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 9 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 10 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 11 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 12 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 13 と畜場及び食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 14 衛生指導教育に関すること。
- 15 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導に関すること。
- 16 と畜場及び食鳥処理場の排水に関すること。
- 17 その他、食肉衛生業務に関すること。

8 歳入・歳出決算書

(1) 歳入

(単位：円)

科 目	区 分	前年度決算額	決算額	備 考
と畜検査 手数料	中央食検	64,672,500	61,743,300	中央 牛 2,473 頭 とく 1 頭
	北部食検	33,661,500	36,647,400	北部 馬 60 頭 豚 200,744 頭 山羊・めん羊 121,454 頭
	計	98,334,000	98,390,700	726 頭
食鳥検査 手数料	中央食検	7,437,998	7,685,689	ブロイラー等 (平日) 中央 3円×1,599,071羽
	北部食検	4,817,878	4,979,168	北部 3円×1,091,512羽 (休日及び時間外)
	計	12,255,876	12,664,857	中央 4円×722,119羽 北部 4円×426,158羽
証明手数料	中央食検	360,150	380,520	証明 210円×1,812件
	北部食検	420	630	210円×3件
合計		110,950,446	111,436,707	

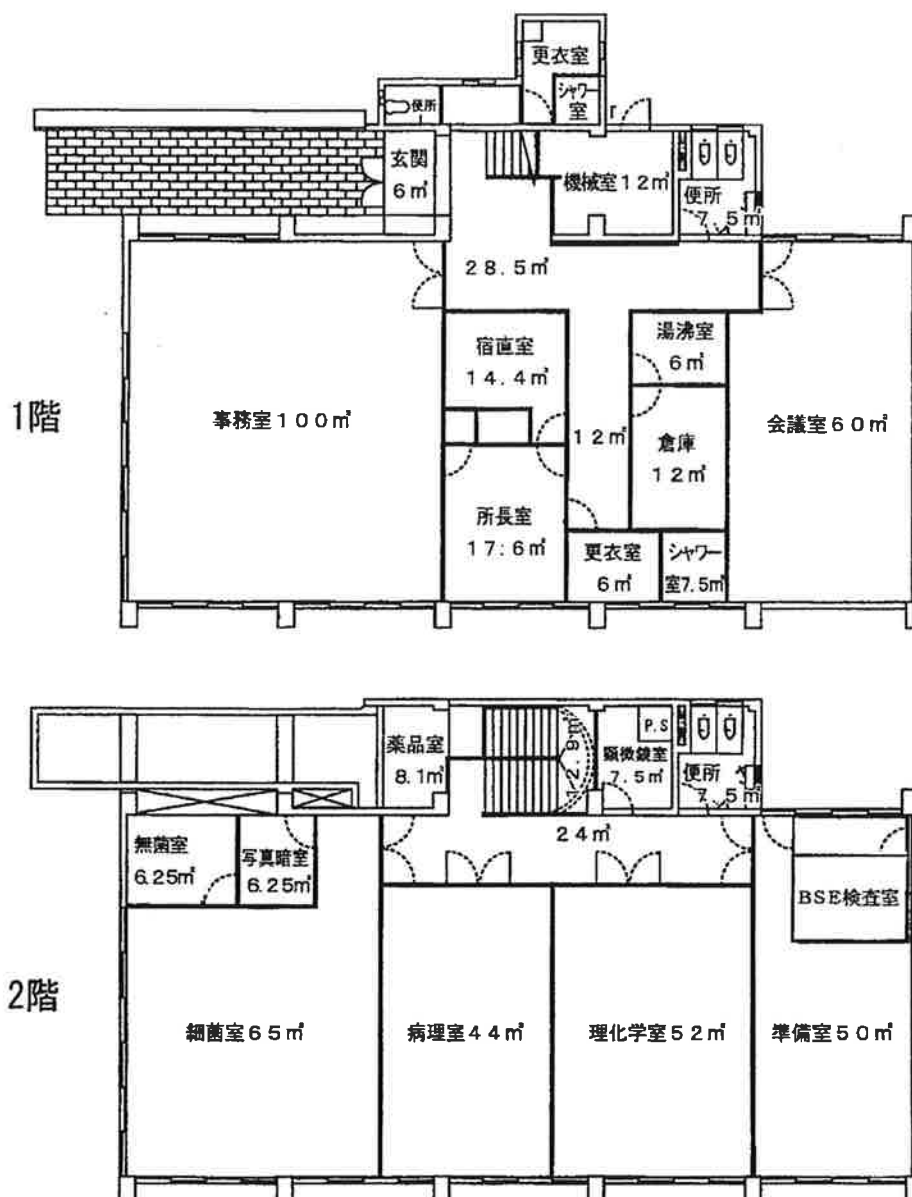
(2) 歳出

(単位：円)

科 目	中央食検		北部食検	
	令達予算額	決算額	令達予算額	決算額
食品衛生指導費				
報 酬	18,888,000	18,882,160	12,882,000	12,878,620
共 済 費	1,614,000	1,566,763	209,369	169,369
報 償 費	88,000	20,000	0	0
旅 費	4,928,000	4,857,740	2,351,000	2,301,250
需 用 費	21,936,000	17,201,784	3,129,000	3,127,167
役 務 費	3,782,620	3,782,613	1,883,000	1,860,075
委 託 料	5,671,700	5,671,680	0	0
使用料及び賃借料	3,645,380	3,645,380	2,667,000	2,660,015
備品購入費	1,836,000	1,835,925	2,110,000	2,078,830
負担金、補助及び交付金	162,000	162,000	57,000	57,000
公課費	38,000	37,800	0	0
計	62,589,700	57,663,845	25,288,369	25,132,326

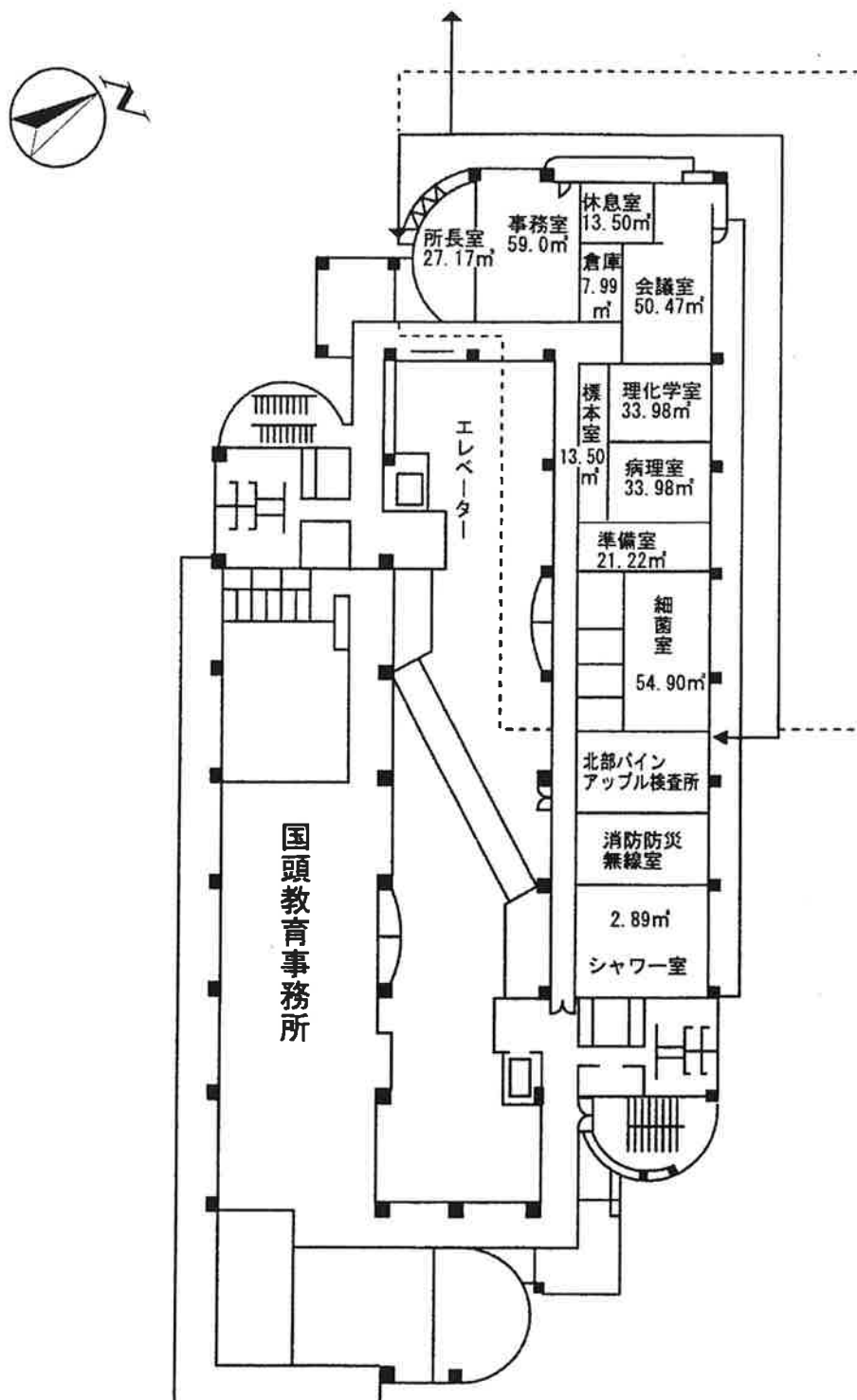
9 検査所庁舎の平面図

(1) 中央食肉衛生検査所



敷地面積	約3,853㎡
規模及び構造	本館鉄筋コンクリート造2階 585.88㎡
建設経費	総工費 83,350,000円
開設年月日	昭和54年3月29日
竣工年月日	昭和54年3月

(2) 北部食肉衛生検査所 (北部合同庁舎5階)



10 主な検査機械器具(備品)

No.	品名	数量		No.	品名	数量	
		中央	北部			中央	北部
1	自動乾熱滅菌器		2	46	高速冷却遠心器	1	1
2	遠心分離器	2	2	47	マイクロ冷却遠心器	2	
3	蛍光顕微鏡	2	3	48	多目的微量遠心器		1
4	光学顕微鏡	3	5	49	クリーンベンチ	1	1
5	暗視野顕微鏡	1		50	蒸留器	1	
6	ディスクッション顕微鏡	1	1	51	恒温震盪培養器	1	
7	実体顕微鏡	2	2	52	低温培養器	1	1
8	透過型ルマンスキー式微分干渉顕微鏡	1		53	低温回転恒温培養器	1	
9	顕微鏡デジタルカメラ	1	1	54	培養器(冷凍機付き)		1
10	顕微鏡写真撮影装置	1	1	55	低温恒温器	1	
11	医用写真撮影装置	1	1	56	インキュベーター	3	1
12	臓器撮影装置		1	57	フリーザー	2	1
13	顕微鏡映像モニタ装置		1	58	ストマッカー	2	1
14	完全密閉式包埋装置	1	1	59	スライドファイルプロジェクター		2
15	パラフィン包埋ブロック作成装置	1	1	60	脱気装置	1	
16	パラフィン溶融器	1	3	61	オートダイリューター	1	
17	パラフィン伸展器	2	3	62	マキシミックII	1	
18	ブロックヒーター	1		63	超音波洗浄機	1	
19	ロータリーマイクローム	1	1	64	超音波ピペット洗浄機	2	2
20	滑走式マイクローム		1	65	ピペット洗浄乾燥機	1	
21	組織固定用振とう器	1	2	66	バーチカルシェーカー	1	
22	赤外線水分計	1		67	ロータリーエバポレーター	5	
23	分光光度計	1		68	プレートミキサー	1	1
24	光電光度計	1	2	69	ダイナルサンプルミキサー	2	2
25	卓上蛋白計	1	1	70	ヴァックエルートVシステム	1	
26	製氷器	1		71	マイクロチューブポンプ	1	
27	電気低温乾燥機	1		72	オートドロッパー	1	
28	カメラ	1	3	73	マルチスキャンマイクロマティック	1	
29	デジタルカメラ	2	2	74	冷却水循環装置	2	
30	ホモジナイザー	3	1	75	血球分類計算機	2	1
31	コロニーカウンター	1	2	76	外部記録装置	2	
32	ポータブルアスピレーター	4		77	高圧蒸気滅菌器	3	3
33	ウォーターバス	2	3	78	ポータブル残留塩素計	3	
34	電気低温恒温槽	1		79	温度コレクタ	2	
35	超低温槽	1		80	高速振とう機	1	
36	電子天秤	4	2	81	マイクロプレートリーダー	1	
37	分析用電子天秤		1	82	マイクロプレートウォッシャー	1	
38	下皿式直示天秤		1	83	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2	
39	真空ポンプ	1	1	84	多検体細胞破碎機マルチビーズショーカー	1	
40	スポットケム	1	1	85	全自動血球計算機	1	1
41	自動細菌同定装置(ミニアピ)	1	1	86	純水・超純水製造装置	1	1
42	高速液体クロマトグラフ	1	1	87	クロマトデータ処理装置	1	
43	サーマルサイクラー	2	1	88	SL写真撮影装置	1	
44	電気泳動装置	1	1	89	卓上型ヒュームフード		1
45	冷却遠心器	2	1				

第2章 検査事業の概要

